

松阪市議会議長
中 島 清 晴 様

地方議員セミナー参加報告書

平成 25 年 11 月 29 日

日本共産党松阪市議団

報告責任者 松田千代

子ども・子育て支援新制度と自治体行政

日程:11月23日(土)～24日(日) 参加者 今井一久 松田千代

会場:TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター 7階7Aホール
(東京都新宿区市谷八幡町8番地 TPK 市ヶ谷ビル)

主催:保育研究所
(東京都新宿区納戸町26-3 保育プラザ)

11月23日(土)

13:00～16:15

I 子ども・子育て支援関連3法と新制度の概要 (資料①参照)

①新制度の基本構造

講師 村山祐一(保育研究所所長・元帝京大学教授)

②新制度における保育の利用(保育所入所)手続き

講師 大井 琢(弁護士・日弁連貧困対策本部委員)

16:30～17:30

II 待機児童ゼロ「横浜方式」の光と影 ～横浜・川崎を中心に保育行政の実態を探る (資料②参照)

講師 猪熊弘子(フリージャーナリスト・東京都市大学客員准教授)

11月24日(日)

9:00～11:00

III 市町村・地方議会の課題と子ども・子育て会議と事業計画 (資料③参照)

講師 杉山隆一(仏教大学)

IV 保育をめぐるさまざまな課題—質問と交流 施設の統廃合・民営化、認定こども園への移行問題など (資料④参照)

講師 村山祐一 大井 琢 猪熊弘子 杉山隆一
田村和之(広島大学名誉教授) 伊藤周平(鹿児島大学)

セミナー参加報告・所感

このような議員向けの「子ども・子育て支援新制度と自治体行政」セミナーが開かれるのは全国では初めてで、200名以上の参加者となった。三重県からも7名の市議員が参加した。

子ども・子育て支援新制度は、昨年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、平成27年4月からの本格施行が予定されている。

この新制度は、幼稚園、保育関係団体等の反対で、民主・自民・公明党の3党合意による修正がなされ、児童福祉法第24条第1項の「市町村は、この法律及び 子ども子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働 又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、事項に定めるところによるほか、当該児童を保育所において保育しなければならない。」という市町村の実施義務が残った。

その結果、公立・私立を問わず保育所に入所する子どもたちの入所については、市町村が保育実施責任を持つことになった。

しかし、4類型の認定こども園や、幼稚園、地域型給付の保育施設などでは、直接入所・直接契約・保護者への補助方式となり、保育が保育という商品に変質していく可能性がある。

また、入所の前提には、市町村による要保育時間の認定が必要で、保育所等で受けることのできる保育は、保護者が認定された保育時間を上限としたものに限定されることになり、子どもたちの一日の生活を保障する場から、必要な時間だけ預かる場へと保育所の役割が変節し、継続的な保育保障ができなくなる危険性が指摘されている。

さらに、保護者の急な仕事時間の延長で、認定された保育時間の延長に伴う追加料金や行事などの実費負担など、保育料に加えて保護者の負担増となってしまう。

保育所に支払われる委託費は、短時間区分の子どもの多い保育所では減収になり、保育所の運営は不安定なものになり、保育士の処遇も悪化する恐れがある。

保育所より低い基準の認定こども園や、企業参入を見込んだ小規模保育事業所では、保育水準に大きな格差が生まれ、子どもの保育が儲けの対象とされてしまう。

また、幼保連携型認定こども園は、学校教育法に基づかない学校という奇妙な位置づけとなっており、保育所・幼稚園からの移行を強要しないと3党合意したにも関わらず、国は保育所からの移行を強引に推し進めようとしている。これを放置し、なし崩しに移行が進められれば、「市町村の実施義務」は形骸化されてしまう。

このような子ども・子育て関連法の問題が、保護者や保育者にほとんど知られていないのはいか。政府は、2013年4月に「子ども・子育て会議」を設置し、2014年4月の本格実施を目指し、地方自治体に2014年夏までには、地域型保育給付に関わる諸事業の認可基準等の条例化等を終えるよう要請している。

市町村の保育実施義務の規定である「児童福祉法24条1項」を積極的に活用し、現行の保育水準を引き下げない視点で、新制度導入に向けた準備作業を万全なものにしていかなければならないことを、このセミナーで痛感した。

今後の動向をしっかりと見極めながら、学んだことを議会活動に生かしていきたい。